

業務委託契約での個人の働き方 に伴う責任とリスク

2021年2月25日

ひかり総合法律事務所

弁護士 山田康成

個人事業主で働くという意味

契約の当事者になる

- 仕事の責任は全部自分が引き受ける
報酬の未払いのリスクを負うのも自分
損害賠償責任のリスクを負うのも自分

労働法の保護の適用はない

- 原則労災は適用されない
解雇法制の適用もない（一方的に契約解消される可能性）

想定されるトラブル類型

報酬の不払

発注者からの一方的な契約解消

個人事業主からの契約解消を認めてくれない

発注者からの損害賠償請求

報酬の支払

確実に報酬を受け取るために

契約書

見積書、請求書、メール、チャット等

口約束の契約は？

労働者であれば、事業主は労働条件の通知義務有
(労働基準法第15条)

債権回収手続

立証のためには、証拠が必要

下請法の適用範囲はそれほど広くない

委託類型	親事業者	下請事業者
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造委託 ✓ 修理委託 ✓ プログラムの情報成果物作成委託 ✓ 運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理の役務提供委託 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金3億円超の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人 ✓ 資本金3億円以下の法人
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理の役務提供委託 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金1000万円超3億円以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人 ✓ 資本金1000万円以下の法人
<ul style="list-style-type: none"> ✓ プログラム以外の情報成果物作成委託 ✓ 運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理以外の役務提供委託 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金5000万円超の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人 ✓ 資本金5000万円以下の法人
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理以外の役務提供委託 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金1000万円超5000万円以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人 ✓ 資本金1000万円以下の法人

報酬の一方的減額

配達・運送業、美容師、システム開発が多い

労働者であれば、合意のない天引きは認められない
賃金全額払いの原則（労働基準法24条）

契約書で報酬を明記しておくことが重要
その一方で、受注者に不利な契約を締結している場合も
不当な天引き条項

契約解消

発注者からの契約解消

労働者であれば解雇法制の適用（労働契約法 16 条）

解雇予告手当（労働基準法 20 条）

契約解消に便乗して（？）未払報酬も支払わないケースが散見

フリーランスからの契約解消 = 「辞めさせてくれない」

原則、契約解消の自由はあるが・・・

損害賠償、違約金等の支払をちらつかせる事案が典型

契約書に、解約した場合の違約金が明記されている例もある

損害賠償請求

報酬不払やフリーランスからの契約解消を申し出た場合がセットのケース

労働者であれば求償権の制限が通常適用される

違約金を定める覚書にサインすることに注意

契約書の重要性

報酬の決め方を明確にしておくこと

成果物納品に対する報酬か？

→ 納品、検収、報酬発生の時期を明記

作業時間に対する報酬か？

→ 作業時間の認定の問題

想定された作業時間以上に作業時間が発生した場合

仕事と報酬の対応を明確にすること

今年3月に政府から「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が発出される予定

委任か請負か意識する

準委任（委任）（業務委託）（民法634条）

受任者は、善管注意義務を負う（民法644条）

契約の解除は、原則両当事者いつでもできる

ただし、一方当事者に不利な時期に委任契約を解除したときは、相手方に損害賠償義務を負う（民法651条）

請負

仕事の完成を約束し、相手方が仕事の結果に対して報酬を支払う（民法632条）

業務委託契約の場合

報酬の定め方が重要となる

仕事の範囲と、何に対する報酬かについて明記

一方的に契約解消されるリスク

契約解消の予告期間を明記

加害者になる場合もある

情報漏洩

不正競争防止法の問題

著作権侵害

納品物瑕疵

不法行為（交通事故等）

情報漏洩

悪意がなくても起こり得るリスク

PCやタブレットを紛失

カフェやコワーキングスペースなど、自宅以外の場所で仕事をする際に、悪意のある第三者にPCを乗っ取られたりする場合などのリスク

不正競争防止法の問題

顧客情報、営業情報等、秘密情報の不正使用

本業の就労先の情報の利用などは注意すること

不正競争防止法に適用されなくても不法行為に該当する場合もある

著作権侵害

ネットの記事をそのままコピーして納品
どこかのサイトの画像を無断で使用

発注者との契約条項は、著作権侵害の対応は、受注者が責任
をもって行うことと定めている例がほとんど

フリーランス・トラブル110番

厚生労働省から第二東京弁護士会が受託し、フリーランス・個人事業主の皆様の仕事の受発注に関する弁護士による法律相談・和解あっせん手続きを無料で提供

①電話・メール・対面（ウェブ相談含む）相談（担当者は全員弁護士）

②和解あっせん手続き（ADR）（あっせん人は弁護士が担当）

がいずれの利用料無料

電話番号 フリーダイヤル 0120-532-110

相談対応時間 平日 11時30分～19時30分

<https://freelance110.jp/>

相談手続きのフロー



最後に

個人事業主とは、仕事の責任は全部自分が引き受けるということ

ご清聴ありがとうございました。